

新型コロナウイルスに関する支援施策のご紹介

(発行：河辺雄和商工会 R020417)

1. 主な融資制度（別紙1）

売上減少に直面している皆様の資金繰りを支援するため、国・県・市の支援策が相次いで創設されています。その他の施策は別紙1をご参照ください。

区分	支援機関 取扱機関	制度名	貸付対象	貸付限度	貸付利率	保証料・担保	貸付期間 (据置期間)
国	日本政策 金融公庫 秋田支店	コロナ対策 マル経	小規模事業者のうち 最近1か月の売上が前年 又は前々年の同期と比較し て5%以上減少	別枠 1,000万円 〔通常枠 2,000万円〕	～3年 0.31% 3年～ 1.21% (通常枠 1.21%)	なし 無担保	運転 7年(3年) 設備10年(4年)
	河辺雄和 商工会	コロナ対策 特別貸付 (国民生活事業)	中小企業者のうち 最近1か月の売上が前年 又は前々年の同期と比較し て5%以上減少	別枠 6,000万円 〔通常枠 SN貸付〕 4,800万円	～3,000万円 ～3年 0.46% 3年～ 1.36% 3,000万円超 1.36% ※事業規模や売上減の程度により 利子補給あり(実質無利子) (通常枠 2.16%)	なし 無担保	運転15年(5年) 設備20年(5年)
	(独)中小 企業基盤 整備機構	小規模企業共済制度の 特例緊急経営安 定貸付	●最近1か月の売上が前 年又は前々年の同期と比較 して5%以上減少している 小規模企業共済の貸付資 格を有する契約者の方	2,000万円 契約者が納付した 掛金の総額の7～ 9割の範囲内	無利子	保証人不要 無担保	500万円以下 4年(1年) 505万円以上 6年(1年)
秋田県	保証協会 秋田東 営業室	県経営安定資金 コロナ対策枠	●直近3か月(次月見込む) の売上が前年同期比減少 ●セーフティネット(SN)4号 前年比 20% 以上売上減少 ●セーフティネット(SN)5号 指定316業種で3か月前年比 5% 以上売上減少	別枠 5,000万円 〔通常枠 経営安定貸付〕 8,000万円	1.35% (SN4号 1.15%) (通常枠 1.55%)	0.35～1.4% SN4号 0.68% SN5号 0.56% 保証人は金融機関 の定めによる	運転10年(2年) 設備10年(2年)
	秋田県内 金融機関	県経営安定資金 コロナ感染症対応 危機関連枠	●金融取引の支障あり正常 化を図る必要がある ●最近1ヶ月の売上が前年 同月比で 15% 以上減少 ●その後2か月を含む3か月 間の売上見込みが前年同 期比で 15% 以上減少	別枠 5,000万円 〔通常枠 経営安定貸付〕 8,000万円 コロナ対策枠 5,000万円	1.15% (通常枠 1.55%) (コロナ対策枠1.35%)	なし	運転10年(2年) 設備10年(2年)
秋田市	保証協会 秋田東 営業室 ・ 秋田県内 金融機関	市産業活力創造資金 緊急経営 支援資金枠	●1年以上市内で同一事業 を営み、市税等の完納してい る中小企業者 ●セーフティネット(SN)4号 前年比 20% 以上売上減少	3,000万円	1.75%以内 (SN4号 1.55%)	市が全額補給	運転10年(2年) 設備10年(2年)

2. 経営相談窓口の開設

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口が開設されています。ぜひご相談ください。

・河辺雄和商工会 TEL : 882-3523

・秋田県企業活性化・雇用対策本部（秋田県産業労働部産業政策課内）TEL : 860-2214

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47236>



3. 持続化給付金（別紙2） ※令和2年度補正予算の成立が前提

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給するものです。

給付対象者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者
給付額	前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) 法人は200万円以内、個人事業主は100万円以内を支給。

詳細及び計算表は別紙2をご利用ください。

また、事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表されますので、ご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/>



4. 生産性向上や販路開拓のための「補助金制度」（別紙3）

詳細は別紙3でご確認ください。



関連URL：<https://seisansei.smrj.go.jp/>

補助事業名	対象者	補助金額	補助率	応募締切	活用例
ものづくり補助金	中小企業者 小規模事業者	100～1,000万円	中小企業者 1/2 小規模事業者 2/3	2次締切 5月20日(水) 17時 ※以降8月(3次)、11月(4次) 令和3年2月(5次)に公募予定	部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う。
持続化補助金	小規模事業者	～50万円	2/3	第2回締切 6月5日(金) 第3回締切 10月2日(金) 第4回締切 令和3年2月5日(金)	小売店が需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する。
IT導入補助金	中小企業者 小規模事業者	30～450万円	1/2	未定 ※6月(2次)、9月(3次) 12月(4次)に公募予定	在宅勤務制を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する。

5. 雇用調整助成金の特例措置（別紙4）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させ、労働者の雇用維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部が助成される要件が緩和されました。

詳細は別紙4でご確認ください。

6. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

有給の休暇を取得させた企業に対して、賃金総額の10/10（上限8,330円）を支給するものです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10259.html



7. 商工貯蓄共済の一部払出制度

加入期間中に解約せず、貯蓄積立金の一部を払い出すことができます。

以下の基準をすべて満たしていることが必要となります。詳しくは商工会までお問い合わせください。

- (1) 加入後1年を経過した方
- (2) 商工貯蓄共済制度融資を利用していない方
- (3) 掛金延滞のない方